【解体工事費補助事業の流れ】

補助対象工事

耐震診断の判定値が1.0未満又は耐震診断調査票により倒壊の危険性があると判断できる 延べ面積30m以上の木造住宅について、1棟すべてを解体、運搬、処分する解体工事。

【手続き方法】

耐震診断結果又は耐震診断調査票にて補助対象確認



添付書類

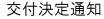
補助金交付申請(様式第1-2号)



- 申請者と所有者が異なる場合同意書 (様式第2号)
- ・建築年及び所有者が確認できる書類
- ・住宅の位置を示す案内図、配置図、 各階平面図
- ・耐震診断結果報告書の写し又は耐震 診断調査票
- ▶見積書
- ▶通帳等の写し

電子申請又は書類提出 ⇒







契約

要注意

交付決定前の契約 や着手は、**補助金** の対象外となり **4**

建設リサイクル法等の手続き

建設リサイクル法

床面積80㎡以上の解体工事が対象



解体工事 着手



電子申請又は書類提出 ⇒

~2月末

提出締切

実績報告書(様式第8号)



補助金 確定通知



- ▶領収書等の写し
- ▶写真(施工前・中・後)
- ▶請負契約書の写し 等

₹

補助金 請求書

◎ 請求後

請求後、約1ヶ月で口座へ入金 市からの入金連絡はありません。

~3月末

請求締切